

## 取得資格と卒業・修了後の進路

### 芸術コース〔美術〕において取得可能な免許

- ➔ 学校教育学部
  - ・小学校教諭 1 種免許状
  - ・中学校教諭 1 種免許状 (美術)
  - ・高等学校教諭 1 種免許状 (美術)
  - ・幼稚園教諭 1 種免許状
- ➔ 大学院修士課程
  - ・小学校教諭専修免許
  - ・中学校教諭専修免許状 (美術)
  - ・高等学校教諭専修免許状 (美術、工芸)
  - ・幼稚園教諭専修免許状



## 「1 種免許状」とは？

4 年制大学を卒業し「学士」の学位を有することを基礎資格とする教員免許状で、教科に関する科目と教職に関する科目などの単位をそれぞれ一定数以上取得する必要があります。なお、「2 種免許状」は「短期大学士」の学位を有することを基礎資格とする教員免許状です。

● 本学は初等教員養成を中心とするため、学部卒業時には小学校 1 種免許状が必ず得られます。

● 「芸術コース (美術)」では、中学・高校の教員免許を取得することができ、美術・芸術に関する知見と専門性をと深めることにより、「図画工作科・美術科の先生」としての見識と実践的な対応能力を高めることができます。ほとんどの学生が中学校・高等学校の美術 1 種免許状を取得します。

## 「専修免許状」とは？

「1 種免許状」を学部卒業時などにすでに取得したうえで、大学院修士課程で「修士」の学位を得ることを基礎資格とする免許状です。修士課程では、教科または教職に関する科目などの単位を一定数以上取得する必要があります。

他大学などで学部卒業時に 1 種免許状を取得していない場合でも、科目等履修生の手続きを取ることで必要科目を履修し単位を取得すると、中学・高等学校の教員免許が取得できる場合があります。

■ 詳しくは兵庫教育大学教務チームにお問い合わせください。

<http://www.hyogo-u.ac.jp/>

● 法改正により、2009 (平成 21) 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状の有効期間は、発効後 10 年を経過する日の属する年度の末日まで、となりました。教員免許の有効期間を延長するには、「教員免許更新講習」を受ける仕組みです。



### 学部卒業・修士課程修了後の進路

#### たとえば

- 平成 22 年度卒業生 (計 5 名) のうち、
  - 4 名が小学校教諭 (正規採用)、
  - 1 名が本学修士課程へ進学
- 平成 23 年度卒業生 (計 4 名) のうち、
  - 1 名が小学校教諭 (正規採用)、
  - 1 名が小学校臨時採用教諭 (非常勤)
  - 1 名が本学修士課程へ進学、
  - 1 名が専門学校へ進学 (食品製造業資格関連)
- 平成 24 年度卒業生 (計 3 名) のうち、
  - 1 名が小学校教諭 (正規採用)、
  - 2 名が小学校臨時採用教諭 (非常勤)

## 卒業・修了後の進路

● 学部卒業生の多くは、各都道府県・市などの教員採用試験を受験し、小学校の先生となります。また、本格的な専門研究や専修免許状の取得を目指して修士課程 (2 年間) に進学する人もいます。修士課程在学中にも教員採用試験を受けることができます。

● 修士課程修了後の進路は、小学校、中学・高等学校の先生のほか、教育学の専門研究者を目指して博士課程に進学する例や、地方公務員・一般企業就職を目指す例があります。

● 本学では「教職キャリア開発センター／キャリアセンター」を通じて、学校教員採用試験に関する対策講座の開催やマン・ツー・マンでの相談指導を進めるほか、地方公務員・一般企業への就職に関する情報提供と指導応援に努めています。